



令和6年5月24日公布

自転車に関する道路交通法の改正

令和6年11月1日施行

ながらスマホの禁止

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となります。

違反者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転及び幫助への罰則

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されます。

違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



ペダル付き原動機付自転車の運転の定義

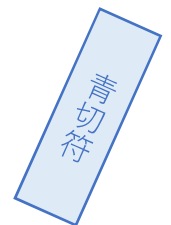
ペダル付き原動機付自転車を原動機を用いずペダルのみを用い人の力で走行させる行為が原動機付自転車の「運転」に該当することが明確化されます。



公布から2年以内に施行

反則通告制度（青切符）の適用

16歳以上の自転車運転者による信号無視や一時不停止などの交通違反については、いわゆる青切符による交通反則通告制度の対象となります。



自動車が自転車の側方を通過する際の通行方法

自動車は自転車の右側を通過する場合、十分な間隔がないときは、

- 自動車はその間隔に応じた安全な速度で進行
- 自転車はできる限り道路の左端に寄って通行をそれぞれ義務付けます。

